

離職退去者による小浜市営住宅の一時使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 小浜市内において、雇用先からの解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者（以下「離職退去者」という。）または、離職退去者とその同居親族が市営住宅の入居を希望した場合、地方自治法に基づく一時使用として、期間を限定し、市営住宅の一時使用許可を行うものとし、その事務取扱を次のように定める。

(離職退去者の判定)

第2条 離職退去者か否かの判断については、次の各号により行う。

(1) 社員寮や社宅等雇用先が賃貸していた住居から退去を余儀なくされる者は解雇通知、寮・社宅からの退去通知等で確認する。

(2) 住居手当等により居住可能だった住居から退去を余儀なくされる者は解雇通知、給与明細、賃貸住宅の契約書等で確認する。

(3) 解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者は解雇通知、失業等給付の申請書、賃貸住宅の契約書等で確認する。

(一時使用の許可)

第3条 一時使用の許可については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用許可とする。

(1) 一時使用を希望する離職退去者は、行政財産（市営住宅）使用許可申請書（様式第1号）に前条各号の書類、住民票、自動車検査証の写し（併せて駐車場の使用を希望する場合）および誓約書を添えて市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、前号の申請書の提出があったときは、その内容について審査を行い、市営住宅管理上支障がないと認めたときは、行政財産（市営住宅）使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(3) 市長は、前号の許可を行う場合、市営住宅の管理上必要な条件を付することができる。

(許可期間)

第4条 前条に定める使用許可の期間については、原則として許可した日から換算して6か月とする。ただし、市長は使用者の申請により必要と認める場合は、6か月を限度とし、使用許可の延長を行うことができる。

(使用料)

第5条 使用料は、入居する住宅の第1分位の基本家賃とする。

(対象住宅)

第6条 一時使用させることができる市営住宅は、募集中または募集を予定している住宅以外で管理上支障のない住宅とする。ただし、多数の入居者希望があると認められる場合は、この限りでない。

(使用停止及び許可取消)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該使用者に対し、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 許可された使用目的及び使用許可の条件に違反したとき
- (2) 市営住宅の管理上支障を及ぼす場合

附 則

この要領は、令和2年5月19日から施行する。